

別記様式第1号(第四関係)

みょうこうし
妙高市活性化計画

新潟県妙高市

平成31年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	妙高市活性化計画
都道府県名	新潟県
市町村名	妙高市
地区名(※1)	妙高市
計画期間(※2)	平成31年度～平成34年度

目 標 : (※3)

群馬県の高崎市と上越市を結ぶ国道18号線は交通量も多く、海水浴場や紅葉、またスノーリゾート地へ行き交うときの休憩地として利用されている道の駅「あらい」は、国道18号線を挟んだ東側に新たな地域振興施設を計画している。
道の駅「あらい」は全国にある「道の駅」の中でNO1の売上並びに来場者数を誇ったこともあり、農産物等の販売拠点として、また、妙高市における地域経済の核施設として大きな役割を果たしてきた。この道の駅「あらい」の施設拡充により、地域農業の活性化を推進することで、雇用の安定を図るとともに定住促進を目指している。
本事業による移住定住者数は、計画期間(平成32年～平成34年)の平均で62人/年の確保を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

妙高市は新潟県の南西部に位置し、面積は445.63 km²で、新潟県全面積12,584.12 km²のおよそ3.5%にあたる。妙高山をはじめ、火打山、斑尾山などの裾野は広大な妙高山麓の高原丘陵地帯を形成し、北東部には高田平野が広がっている。日本海に面する上越市、糸魚川市と隣り合う一方で、長野県の長野市を含め2市1町村に接し、妙高戸隠連山国立公園を擁している。市の人口は約33,000人で、宅地面積は10.63 km²、農地は35.68 km²で、山林・その他が399.32 km²と全体の89.6%を占めている。
妙高市の地域資源を活かした代表的産業は農業と観光である。美しい自然や清らかな水、肥沃な大地、豊かな森林資源など、恵まれた環境にあり、米を中心に山菜やトマトをはじめとした良質な高原野菜等の生産が行われている。妙高市は良質米の産地として知られ、豊富な雪解け水と昼夜の寒暖差が美味しいお米を育て、市では認証米制度を導入し、米のブランド化を目指している。一方、観光資源としては江戸時代文化13年開湯の赤倉温泉を含め7つの温泉地、9つのスキー場を持ち、笹ヶ峰高原や斑尾高原を抱えている。
市の中央部を南北に「えちごトキめき鉄道」が走り、平成28年からは観光列車の運行も開始した。市内には新井駅や妙高高原駅を含めて4駅があり、各駅から上越妙高駅へ赴くことで北陸新幹線に接続でき、東西へのアクセスが可能となっている。また、上信越自動車道、国道18号等の幹線道路も整備されている。

現状と課題

妙高市の農業は水稲が中心であるにもかかわらず、米消費量の減少、米価の低迷や交付金の見直しなどによって農業経営は不安定化を増している。また、他市町村同様、担い手の高齢化や後継者不足なども深刻な問題となっている。従って、新しい農業経営を取り入れ、差別化を図った戦略的水稲生産を行う必要がある。園芸農産物に関しては、トマト、ブロッコリー等の振興作物以外の新たな農産物生産へ誘導を図り、通年でバランスの取れた生産体制と効率的な販売体制を築くことが必要となっている。地域性、希少性のある園芸農産物の生産、あるいは加工技術の向上による付加価値のある農産加工品の生産や農商工連携あるいは他産業との連携によって6次産業化を推進することなど、多面的な事業展開により、農業経営の安定化と後継者の呼び込み、育成が重要な課題となっている。
他方、温泉、スキー場、遺跡、森林ほか豊富な観光資源を抱える本市としては、グリーンツーリズムを始めとした様々な施策を実施しており、今後は多様な観光資源と地場産品の魅力を組み合わせることで、訪問者が心から癒される郷づくりを目指し、国内に留まらず、海外に向けた知名度の向上を図ると共に、販路の拡大及び販売額の増加、移住・定住、更に雇用促進を図り、地域の活性化、収益の増大につなげることを目指す必要がある。

今後の展開方向等(※4)

本事業で整備を計画している農業振興施設は、地元の農産物を販売する直売所、地元の農産物を加工する加工所や農家レストランを併設していることから、六次産業化の促進とともに、買う・食べる・体験するといった機能の拡充を図ることで売り上げ増加を図り、関係者の収入を増加させ、他産業への波及効果を生むことで、雇用の拡大と地域経済全体の活性化を目指すものである。
平成29年12月、世界的にも大きな集客力を持つロッテグループが経営する「ロッテアライリゾート」が開業した。この機会を捉え、更なる農産物等の販売促進を図ることで、農業経営安定化・定住促進を目指す。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
妙高市	妙高市	地域資源活用総合交流促進施設 (地域連携販売力強化施設)	妙高市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
妙高市	妙高市	道の駅あらい拡張整備事業	国土交通省 高田河川国道事務所	駐車場、トイレ、情報提供施設 (※農山漁村振興交付金事業との重複部分はなく、用途・目的により事業費を区分し、面積で適正に案分している。)
妙高市	妙高市	道の駅あらい拡張整備事業	妙高市	防災広場、駐車場 (※農山漁村振興交付金事業との重複部分はなく、用途・目的により事業費を区分し、面積で適正に案分している。)

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

妙高市地区(新潟県妙高市)	区域面積 (※2)	43,992ha
区域設定の考え方 (※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積は、43,992ha（行政区域面積44,563〔市統計書〕－用途地域面積571ha〔市建設課〕）で、農林地面積は、34,528ha（行政区域内農林地面積34,605ha〔H27農林業センサス〕－用途地域内農林地面積77ha）で約78.5%を占め、区域内全就業者数9,065人に対する農林漁業従事者数992人の割合は10.9%である。農業の兼業化と農業従事者の高齢化、担い手不足等により農業就業人口が減少しているが、担い手農家や集落営農組織活動による農地集積、農作物の作付の集団化、団地化等により生産性の向上を図らなければならない。また、都市計画と農業振興地域整備計画等との整合を図りながら、計画的な土地利用と整備に努め、優良農地の保全と生産基盤の整備を図っていくものである。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 農林漁業従事者の高齢化、担い手不足が進む中、活性化のためには農業従事者の減少抑制を図り、定住促進を図ることが必要不可欠な地域である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 妙高市の中で都市計画法に基づく用途地域を除いており、市街地を形成している区域を含んでいない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(該当なし)

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(該当なし)

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、道の駅「あらい」の拡充に伴う農業振興施設の整備により、移住定住者の確保、地産地消の推進による地域活性化、農業者の生産意欲の向上、農家所得向上による農業経営支援及び雇用の安定を推進しようとしている。

その定量的な効果検証の目標を「移住定住者数」とし、本事業による移住定住者数について、平成32年～平成34年の平均で62人/年を目指す。

また、必要に応じて、施設利用者や産品等の供給者に対して満足度等のアンケート調査を実施し、利用者や供給者のニーズに対応できているかどうかを検証し、評価するなど、妙高市及び関係機関が一体となってPDCAサイクルを回し、地域の活性化を推進する。

なお、これらの事後評価の実施組織としては、『妙高市農林課』がこれに当たるものとする。